

「こんなとき、どうする？ 知って、考える犯罪被害者支援」参考テキスト

～はじめに～

このマンガ冊子は公益社団法人全国被害者支援ネットワーク（以下、当法人という）が公益財団法人日本財団の預保納付金支援事業の助成を受けて作成しました。当法人は全国 48 の加盟団体（被害者支援センター）とともに犯罪被害者と被害者家族・遺族がいつでもどこでも必要な支援が受けられ、その尊厳や権利が守られる社会の実現を目指して活動しています。

～このマンガ冊子を授業や研修等で利用する場合～

授業、研修等に犯罪被害者ご本人、ご家族、ご遺族、関係者等が参加者に含まれる場合は、話を聞いたことで、フラッシュバックや体調不良等の二次被害を与える可能性があります。

被害者等の方がいらっしゃることが、改めて調査の必要なく既に把握できている状態であれば、事前に、個別にご本人に参加の意思を確認することを推奨します。

※「被害者であることを知られたくない」というお気持ちの被害者等の方もいらっしゃいますので、参加をしないことで被害者等であることが周囲に知られてしまう可能性がある場合は、個々の事情に応じて御判断ください。

■参考テキストの用途

「こんなとき、どうする？知って、考える犯罪被害者支援」（以下、マンガ冊子という）掲載内容についての補足や、更に詳しい解説をまとめています。授業や研修等でマンガ冊子を使用する際の参考テキストとして利用ください。

■冊子概要

若年層（中学生～高校生を主とした）に犯罪被害者等と犯罪被害者支援について正しい

知識を得てもらうことを目的として作成しました。

1：冊子構成について

- ①犯罪被害者等の置かれる状況について正しく知る
 - ②犯罪被害者等はどういう人なのか知る
 - ③犯罪行為（自分が被害者であると認識するための知識）を認知する
 - ④犯罪被害者支援活動や役立つ知識の習得
- を基本要素としました。若年層に馴染みの深いマンガツールを用い、マンガページと学習を促すページとを基本的に交互に設定し、理解を深めることを容易とする構成としました。

2：マンガ冊子掲載コンテンツ（目次順）

- ①犯罪の被害に遭うってどういうこと？
- ②犯罪被害の影響（心と身体）
- ③日常生活の変化
- ④性的な犯罪の被害
- ⑤周囲の人の言動
- ⑥身近な人が被害に遭ったら
- ⑦被害後に直面すること
- ⑧相談先機関一覧
- ⑨被害者支援センターについて・全国のセンター一覧

3：コンテンツガイド

①犯罪の被害に遭うってどういうこと？（マンガ本体6～7ページ）

★ポイント

- ①「犯罪被害者等」がどのような人たちを指すのか知る
- ②犯罪行為とはどのような行為を指すか知る

①犯罪被害者等

犯罪被害者等基本法における「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った者及びその家族または遺族をいいます。

○犯罪被害者等基本法

平成16年秋の臨時国会（第161回国会）において、「犯罪被害者等基本法」が成立しました。同法は、犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められています。

○犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等基本法第8条に定められた政府が総合的かつ長期的に講ずべき、犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める基本的な計画のことをいいます。

〔基本計画の4つの基本方針〕

① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。

基本法第3条第1項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。犯罪被害者等は我々の隣人である。また、社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。したがって、犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等が、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点を据え実施されなければならない。

② 個々の事情に応じて適切に行われること。

基本法第3条第2項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るために実施されるものであることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければならない。また、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被

害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子供等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。

③ 途切れることなく行われること。

基本法第3条第3項は、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を打開することに加え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを見据えて実施されるべきであり、そのためには、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等も十分活用し、犯罪被害者等の生活再建を支援するという中長期的な視点が必要である。その上で、犯罪被害者等のための施策は、全ての犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、途切れることなく実施されなければならない。

④ 国民の総意を形成しながら展開されること。

基本法第6条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、その名誉又は生活の平穏を害されることなく共に地域で生きていくことができるようにするため、犯罪被害者等のための施策に協力するという国民の総意を形成する観点から、国民の信頼が損なわれることのないよう適切に実施されなければならない。

※基本方針は警察庁 [犯罪被害者等基本計画](#) | [犯罪被害者等施策ホームページ](#) - 警察庁 (npa.go.jp) から転載しています。

② 犯罪行為

法律によって禁じられ、刑罰が科される事実・行為のことを指します。

- 殺人（傷害致死）
- 強盗殺人・強盗傷人
- 暴行・傷害
- 不同意性交・監護者性交
- 不同意わいせつ・監護者わいせつ
- 放火

- 傷害致死
 - 脅迫
 - 恐喝
 - 侵入窃盗
 - 窃盗
 - 詐欺
 - 横領
 - 偽造
 - 賭博
 - 公然わいせつ
 - 住居侵入
 - 器物損壊
 - 危険運転致死傷
 - 交通死亡事故
 - 交通事故
 - 特殊詐欺
 - DV
 - ストーカー
 - 虐待
 - 盗撮・盗聴
- ※主な犯罪行為を表記

「犯罪」にあたる行為って？

1. お金やノート、ペンケース等
他人の持物を勝手に盗ること
2. 他人に対して「怖い、つらい、いやだ」と感じる言葉を、
継続的または、しつこく言うこと
3. 自転車で歩行者等とぶつかること
4. 他人の身体を傷つけること、
傷つける素振りを見せること
5. 他人の服を脱がせる、脱ぐように指示すること
6. 他人の身体に無理矢理触ること、
身体の一部等を触るように指示すること
※上記の「他人」とは自分以外の人間を指します。

すべて「犯罪」にあたる行為の一例です

1→窃盗 2→脅迫 3→交通事故 4→傷害、脅迫 5・6→不同意（強制）わいせつ

②犯罪被害の影響（心と身体）（マンガ本体 10～11 ページ）

★ポイント

- ①犯罪被害による心の身体への影響を知る
- ②「被害者は悪くない」という考え方を知る

①犯罪被害による心の身体への影響を知る 心と身体への影響

事件や事故の被害に遭ったご本人、ご遺族、ご家族、ごきょうだい、関係者等の方の犯罪の被害に起因する心身への影響は、被害者の年齢によって異なり、すべての被害者の方が同様の影響が出るわけではありません。被害直後から影響が出る被害者もいれば、被害後数ヶ月から1年後に影響が出てくる被害者もいます。回復にかかる期間は人それぞれで、短期間で回復する方もいれば、被害後10年以上経過しても回復しない方もいます。

犯罪被害に遭うということは子ども（特に幼児期・児童期）にとって生命の危機を感じ、

圧倒的な無力感を覚える恐怖体験です。子どもの回復力や適切なサポートの有無によって左右されますが、後々になって心身に様々な後遺症が現れることは少なくなりません。

■未成年（12歳から18歳）の場合

●思春期に多く見られる被害による身体的反応

- ・不眠や食欲低下
- ・動悸
- ・震え
- ・緊張性の発汗
- ・微熱
- ・身体の痛み
- ・便通異常
- ・アレルギー反応

●思春期に多く見られる被害による心理的反応

- ・不安や恐怖
- ・抑鬱
- ・イライラ感
- ・離人感
- ・解離
- ・感情麻痺
- ・疎外感
- ・情緒不安定
- ・退行

●思春期に多く見られる被害による行動的反応

- ・学校に行けない
- ・友人関係の悪化
- ・自傷行為
- ・暴力的行為
- ・薬物、アルコール等への依存
- ・夜遊びや家出、万引き等の問題行動
- ・性的問題行為、性非行

●思春期に多く見られる被害による認知面の反応

- ・他者に対する信頼の喪失
- ・自信の喪失
- ・自尊心の低下

■子どもの場合

- ・吐き気や嘔吐
- ・おもらし（幼児返り）
- ・胸の痛み
- ・息苦しさ
- ・気絶
- ・食欲減退
- ・むかつき
- ・下痢
- ・便秘
- ・アレルギーなどの持病の悪化
- ・偏頭痛
- ・腹痛
- ・保護者と常に一緒にいたがる
- ・外出や登校を渋る
- ・びくびく、おどおどする
- ・被害によって怒りを覚える
- ・自分を責める
- ・睡眠障害（夜中に起きる、暗い場所を怖がる等）
- ・事件前にできていたことができなくなる
- ・集中力が低下し、成績が下がる
- ・いらいらする
- ・危険行為や自傷行為を行なう
- ・孤立する
- ・何事もなかったかのようにふるまう

■成人の場合

●主な身体的反応

- ・不眠
- ・食欲不振や過食
- ・動悸や手足の震え
- ・発汗、発熱
- ・腹痛や頭痛
- ・だるさ
- ・過呼吸
- ・肩が凝る、常に身体に力が入っている

●主な精神的な反応

- ・事件のときの恐怖や不安が突然よみがえる
- ・事件の場面を思い出したくないのに思い出してしまう（フラッシュバック）
- ・事件を思い出させる事物を避ける、事件について話すことや考えることを避ける
- ・警戒心が過剰に強まる
- ・抑鬱状態
- ・自殺念慮
- ・集中力の低下
- ・イライラ
- ・情緒不安定
- ・感情麻痺

●主な行動の変化

- ・仕事や学校に行くことができない（外出が困難）
- ・友人や家族、恋人とのけんかが増える
- ・ゲームやスマホに没頭する
- ・アルコールや薬物に依存する
- ・自傷行為をする

●考え方の変化

- ・世界は危険だ
- ・他人は信用できない
- ・自分や弱く無力である、自分が悪い

②「被害者は悪くない」という考え方を知る 被害者になることに理由はない

被害者に落ち度があったから被害に遭うわけではありません。

被害者から相談を受けた時に「あなたが悪かったのでは？」「気をつけていないから」など、被害者に落ち度があったように対応することは間違いです。被害者は「家にいれば良かった」「あの時間に何で出かけたんだろう」など、自分の行動が被害に遭う原因だったんだと思ってしまう。

相談された内容に相談を受けた側が相談内容を冷静に受け止められずに心のままに「なんで黙っていたの？」「すぐに言わなきゃだめじゃない」と叱責してしまうということはあってはならないことです。そのような対応を受けると「やっぱり自分が悪かったから」「自分が悪い子だから」と更に自分を責めてしまいます。「もう忘れれば」「もう終わったことだから」と被害に遭ったことを無かったようにする態度もしないようにしましょう。被害者にとって「こんなことがあって」と誰かに話すこと、相談することはとても勇気を必要とする行為です。被害者が話すことについて、遮らずにまずはそのまま

話を聞いてください。傾聴（被害者の言葉を否定せず、耳と心を傾けて聴くこと）することが望ましいとされています。そして、もし相談を受けたら「よく相談してくれましたね」「よく話してくれたね」等、労いの言葉を掛けることも大事なことです。

もし自分が犯罪被害者になったら？

1. 外を歩けなくなると思う
2. 人が怖くなると思う
3. 笑えなくなると思う
4. 投げやりになってしまうと思う
5. 吐き気がしたり、おなかがいたくなったりすると思う
6. つらいとか助けてほしいとか言えないと思う
7. 被害について話すことができないと思う
8. 被害に遭ったことを友だちに知られたくないと思う

被害者の気持ちに寄り添うように しましょう

上記は被害者に起る心や身体への変化の一部です。

③日常生活の変化（マンガ本体 14～15 ページ）

★ポイント

- ① 犯罪被害が毎日の生活に与える影響を知る
- ② 家族関係の変化について知る
- ① 犯罪被害が毎日の生活に与える影響を知る

被害者は被害前と被害後では生活が一変します。今まで当たり前だった日常の生活が土台から崩れてしまうことが少なくありません。

事件に関連する事物に触れた時に事件のことを思い出してしまうこともあれば、仕事中

や授業中に突然事件の記憶がよみがえることもあります。

例

- ・加害者に似ているために特定の芸能人に恐怖を覚えてテレビを見ることを避ける
- ・ナイフで刺されたため鋭利な刃物が使えなくなる
- ・背後に人が立つことが怖いので、エスカレーターに乗れない
- ・人と閉じられた空間にいることが苦痛であるからエレベーターに乗ることができない

い

- ・仕事や学校には行くことができて、帰りに寄り道をすることや友人と遊んで夜に帰ってくるできない
- ・アルコールや薬物に依存する
- ・ゲームやスマートフォンに没頭する
- ・仕事や学校に行くことができない

②家族関係の変化について知る

事件や事故による別れは、予期することのできない突然で、さらに暴力性のある別れであり、事件や事故を目撃してしまうこともあれば、病院や警察の霊安室での対面になることもあります。ご遺体の状態も、損傷や、完全な状態ではない、見つかるまでに時間がかかる、行方不明のままなど、ご遺体の状態に関する特異性があります。また、検死や司法解剖といった通常の死別にはない手順を経ることになり、ご遺体が家族のもとに帰るまでに時間がかかります。更に、刑事・民事手続の負担や二次的被害の問題も加わります。

「悲嘆」は家族や身近な人を亡くした後に生じる痛切な感情体験ですが、犯罪や事故などの暴力的な形で家族等を失うことは、強い不安や恐怖を伴う体験です。

例

- ・「戻ってきてほしい、あいたい」といった気持ちが繰り返される
- ・まだ生きているはずだという気持ちを持ち続ける
- ・世の中は不条理で不公平だとやり場のない怒りを強く感じる
- ・気分はひどく落ち込み、意欲や気力はそがれる
- ・生き残ったことへの罪悪感を持つ
- ・死亡告知やご遺体と対面した場面がフラッシュバックする
- ・故人にかかわること、思い出話を避けようとする
- ・感情が麻痺する
- ・何事に対しても悲観的になる
- ・他者の配慮のなさに傷つき怒りを感じ、交友関係を避ける

自分が被害に遭ったら…想像してみましよう

1. 勉強に集中できなくなる
2. 進学先を変更する、進学を諦める
3. 親に気をつかうことが増える
4. 学校を辞めることになるかもしれない
5. アルバイトをして家族を助けたい
6. 無気力になる

被害に遭った後も 日常生活は続きます

1 生徒自身が被害当事者である場合だけでなく、家族が被害に遭ったことによる被害の影響で保護者が心身の状態が保てなくなり、家庭の雰囲気等が被害以前と異なった場合、勉強に集中できなくなることがあります。

2・4・5 主に生計を担っていた保護者が被害者となった場合、収入が途絶える等の事態が予想され、学校生活を続けることができなくなる場合もあります。

3・6 兄弟姉妹が被害当事者である場合、きょうだい児（被害当事者の兄弟姉妹）は保護者にこれ以上負担を掛けないよう、「自分は大丈夫」と弱音を吐かずに頑張ることがあります。自身の頑張りに心が耐えられなくなる、または被害による心への負担により、やる気が起きず身体を動かすことが億劫になる等、心身の不調が被害直後から出ることもあれば、被害後数年経ってから苦しむことがあります。

④性的な犯罪の被害（マンガ本体 20～21 ページ）

★ポイント

- ①性犯罪被害・性犯罪被害者について知る
- ②誰かに相談することの大切さを知る

①性犯罪被害・性犯罪被害者について知る

性犯罪・性暴力による被害は、他の犯罪被害と比べ、心身ともに大きなダメージを受けます。一般に考えられているより、過酷な体験により心に深く傷を持ちます。多くの被害者はうつ病、抑うつ症状、PTSD、パニック障害、対人恐怖など様々な恐怖症、自殺念慮、アルコールや薬物依存症など様々な心身症状に苦しめられています。幼少より性的な虐待や長期の性被害を受けている場合は、感情や感覚を自分の身体から切り離す「解離」という症状によって被害を受けているのは自分ではなく他人だと思うことで、自分の心を守っていることもあります。

子どもは自分が犯罪被害に遭ったと認識できていない場合があります。幼児期・児童期は、出来事に対処するスキルが限られているため、再び被害を受ける危険性が高いと言われています。

子どもが被害から回復していくためには、安全な環境や大人の支援が必要です。早期に適切な支援を受ければ、安心安全感を取り戻しやすく、回復の助けになります。周囲の大人は子どもの犯罪被害の影響を理解し、いつもとは違う行動や感情の変化などのサインを認識し、子どもの状況に応じて支援をすることが大切です。身近な大人がサポートすることは子どもの回復の最も大きな支えになります。

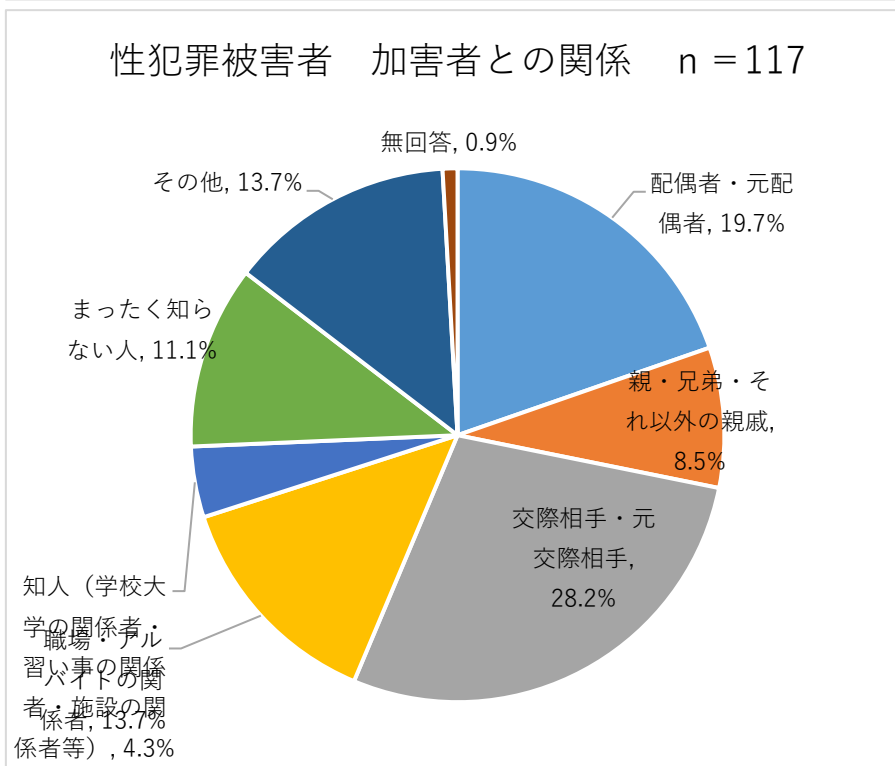
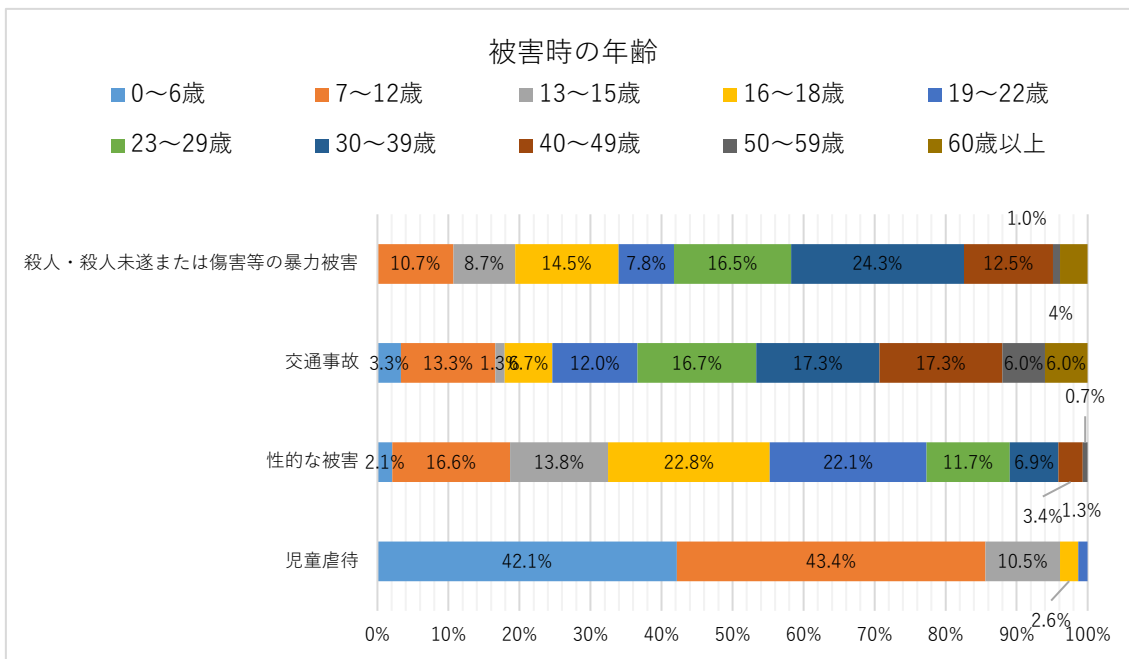
※思春期（12歳から18歳）の場合、思春期特有の複雑な心境、及び保護者や友人との関係性に考慮する必要があります。

性犯罪については、被害者の性別が「女性」に限られると認識している人が少なくありません。性犯罪被害には性別は関係ありません。女性と同様に男性の被害者の方もいらっしゃいます。また性被害に年齢は関係ありません。子どもも大人と同様に被害に遭う可能性があります。特に男子については周囲の大人が男子も性被害に遭うということを認識していることが大切です。

幼児期・児童期の子どもは自分が性被害に遭っているという認識を持つことが難しい場合があります。プライベートゾーン（水着や下着で覆われている部分）や顔（主に口）に他者が触ったり、撮影したりすることは犯罪行為です。周囲の大人が「子どもだから性犯罪ではない」「子ども同士だから大ごとにしたくない」という先入観を持たず、性犯罪行為についてアンテナを張り巡らせておくことが大切です。

■性被害・性暴力の犯罪被害の資料

(掲載した資料は警察庁の 平成29年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書 または、平成27年度版犯罪被害者白書から抜粋して全国被害者支援ネットワークが作成したものです。) [平成29年度犯罪被害類型別調査 - 警察庁 \(npa.go.jp\)](http://npa.go.jp)
[平成27年版犯罪被害者白書 本文 \(PDF形式\) - 警察庁 \(npa.go.jp\)](http://npa.go.jp)



※上記の図では、以下のように一部の選択肢を合算して表記している。

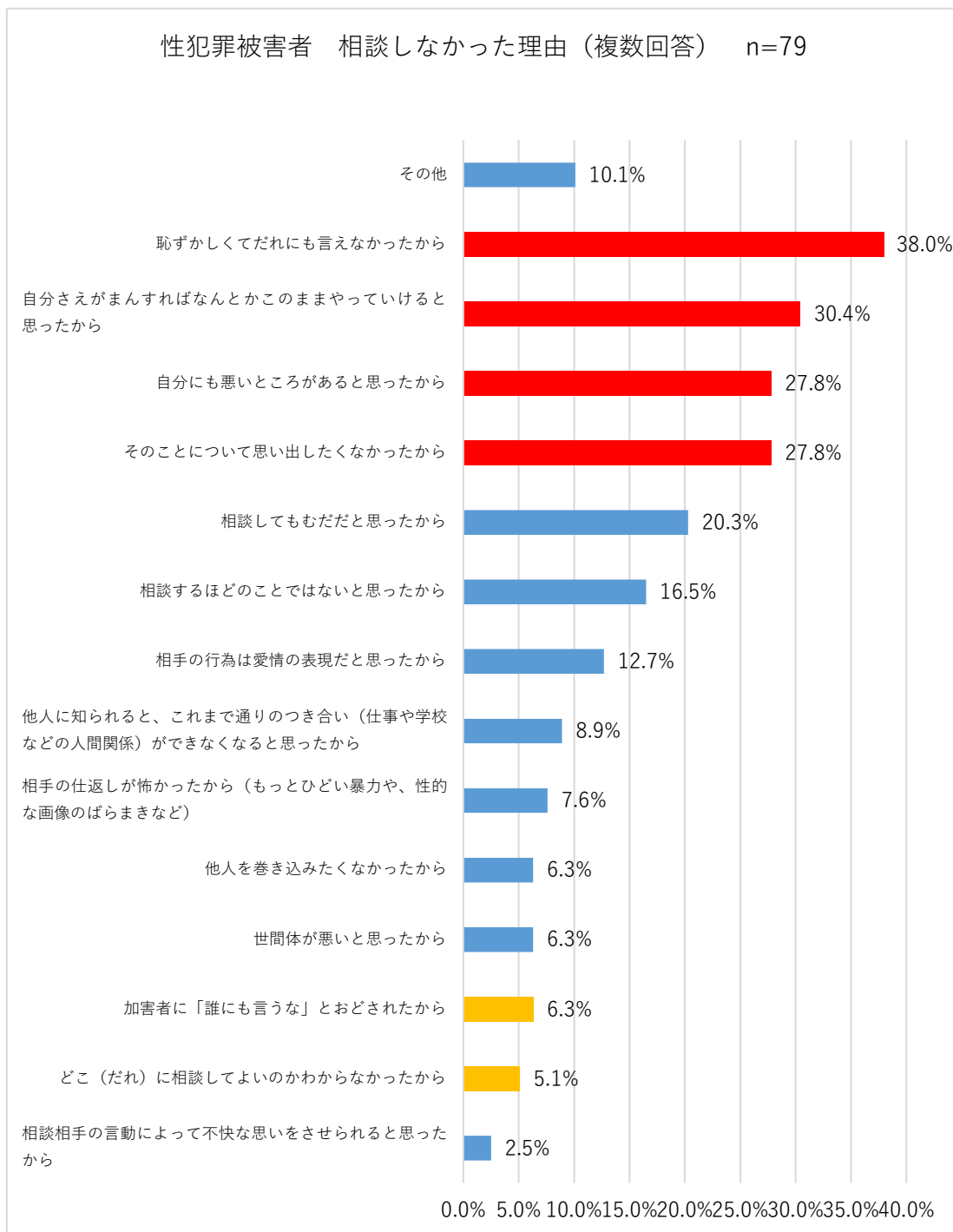
親・兄弟・それ以外の親戚：「親（養親・継親も含む）」「兄弟（義理の兄弟も含む）」「上記以外の親戚」の合算

知人：「通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）」「地域活動や習い事の関係者（指導者、先輩、仲間など）」「生活していた（いる）施設の関係者（職員、先輩、仲間など）の合算

以下の選択肢は表記を省略している。

配偶者・元配偶者：配偶者（事実婚や別居中を含む）・元配偶者（事実婚を解消した者も含む） 職場・アルバイトの関係者：職場、アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手など）

②誰かに相談することの大切さを知る



犯罪被害者は被害について相談することにとってもエネルギーを必要としています。特に性犯罪被害者の場合、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」「自分さえがまんすれば」と考え相談をためらうことが多く見られます。加害者が顔見知りであることも多く、特に子どもは親、祖父母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等の自分に対して友好的だと思っている人からの被害を受けている場合は被害を他人に言えない状況

に置かれている場合もあります。また、性犯罪被害は同じ加害者による加害が何度も繰り返される例が少なくありません。

被害者自身が「この人なら助けてくれるかも」と思って相談した時に「そんなことはないでしょう」「ありえない」「なんでいやだって言わなかったの?」と言われると気力を失ってしまい、「相談しても無駄なんだ」と思ってしまいます。相談を受けた側は、信じられない、または信じたくないという思いから、被害者の発言を信じることができずに否定してしまうこともあります。子どもや生徒から相談を受けたら、話を否定せず、そのまま話を聞いてください。相談を受けた側がひとりで解決する必要はありません。しかるべき専門機関（警察・性被害性暴力ワンストップ支援センター・被害者支援センター等）へ相談をして、被害者が適切な支援を受ける機会を提供することが大切です。

自分が性被害に遭ったらどうしますか？

1. 誰かに相談する
2. 恥ずかしくて相談できない
3. 相談する気持ちになれない
4. 誰かに迷惑がかかるかもと思う
5. みんなに知られてしまうかもしれないと思う
6. 自分が忘れればなかったことになると思う
7. 自分が気にしなければいいと思う
8. 仕返しされるのが怖くて、誰にも相談できない

一人で抱え込まず、どうか
誰かに「話して」「助け」を求めてください

※相談先一覧は、35ページから

上記の項目は性犯罪被害者の心情として全て当てはまります。

⑤周囲の人の言動（マンガ本体 24～25 ページ）

★ポイント

- ①二次被害（二次的被害）を知る
- ②二次被害（二次的被害）を防ぐために

①二次被害（二次的被害）を知る

犯罪被害者は、生命・身体・財産などに対する直接の被害（一次被害）だけでなく、その後には発生する二次（的）被害に苦しめられることが少なくありません。

二次（的）被害には、捜査機関、司法機関での事情聴取や医療機関での受診時などに被害の様子を何度も説明させられたり、その際、心ない言葉や態度で対応されたりした場合や、マスコミの取材や誤報、近所や職場などでの噂や好奇の目などによって起こります。また、被害に遭ったことによる精神的な苦痛から休職や失職に追い込まれたり、被害をめぐる家族間の不和や罪責感が家庭崩壊につながる事例なども二次（的）被害の一種です。犯罪は今まで経験したことのない強いショックと数々の苦痛を与えます。傷ついた心は周りの人から励ますつもりで発せられた言葉にも深く傷つくということさえよくあります。

②二次被害（二次的被害）を防ぐために

○被害者に落ち度があったように責めないこと

被害者に対して「被害にあった原因は被害者にもあった」「被害者に落ち度があったから被害にあった」という態度で被害者を責めることは二次被害です。例えばスマホを見ながら夜道を歩いている、性犯罪被害に遭った場合、被害者にも責任があると思ってしまういませんか？スマホを見ていたから被害に遭ったわけではありません。犯罪の責任は全て加害者にあつて被害者にはありません。また性犯罪被害の場合は「自分が悪かったから」と自身を責める被害者が少なくありません。加害者に抵抗することができる被害者はほとんどいません。被害者が自分を責める必要がないという態度で接するようにしましょう。

○被害者の気持ちを否定しないこと

被害者は被害のことを他人に話すことにとってもエネルギーと勇気を必要としています。もしかしたら既に誰かに相談して助けてもらえず、「この人ならわかってくれるかも」と思って相談しているかもしれません。大事なことは被害者の気持ちや言葉を否定しないことです。また、無理矢理話を聞き出すようなことはせずに、ゆっくりと被害者が話

せることを聞いて、そのまま受け止めましょう。

○被害者の心身の状況を受け止めること

被害直後や被害に遭ったことによる心身への影響で正常な状態ではない被害者に対し「もう終わったことだから元気になりなさい」「泣いてばかりいない」とその状態を否定しないようにしましょう。被害に遭えば、心身に影響を受けるのは当然のことです。身体の不調も気持ちの不安定さも肯定し、「当たり前のこと」として受け止めるようにしましょう。

どんな言葉が被害者を傷つけてしまうのでしょうか？

1. 「命だけでも助かってよかったね」
2. 「仕方がなかったんだよ」
3. 「亡くなった人のためにも頑張らないとね」
4. 「もう元気になったのね」
5. 「悪いことがあったからこれからいいことがあるよ」
6. 「まだ子どもがいるからいいじゃない」
7. 「犯人からお金をたくさんもらえるんでしょ」
8. 「買い物にいけるなら大丈夫だね」

「自分が被害者の立場だったら」と想像してみましょう

上記の言葉掛けは全て二次被害を与えかねない言葉です。

⑥身近な人が被害に遭ったら（28～29 ページ）

★ポイント

- ①被害者への接し方
- ②もし相談を受けたら

①被害者への接し方

被害者の話すことをそのまま受け止めるようにしましょう。被害者を否定したり、話を聞かなかつたりすることで、被害者は心情的にも社会的にも孤立してしまい、支援を受けることが困難な状況に追い込まれてしまうこともあります。また、よかれとおもって「早く元気にならないとね」「しっかりして頑張らないとね」等の言葉を掛けることは被害者を傷付ける可能性もあります。被害者は既に必死に自分を保っている状態に置かれているかもしれません。ただ、しっかりと話を聞くだけでも被害者の助けになります。無理に励ましたり、すぐに役に立とうと思って話を進める必要はありません。まずは被害者をそのまま受け止めるようにしましょう。

②もし相談を受けたら

被害者から相談を受けたら、ひとりで抱え込まず、専門の支援機関に相談をするようにしましょう。早期に適切な支援を受ければ、被害からの回復が早い傾向があります。但し、本人が誰にも知られたくない場合は、必ず本人の承諾を得てから適切な機関に相談をするようにしましょう。

とも みぢか ひと そうだん う こえ
友だちや身近な人から相談を受けたらどのように声かけしますか？

1. 「無^ぶ事^じでよかったね」
2. 「元^{げん}気^き出^だしなよ」
3. 「あなたにも悪^{わる}いところがあったんじゃない？」
4. 「みんな^{おうえん}で応援するね」
5. 「なにかしてほしいことがあれば言^いってね」
6. 「私^{わたし}にできることあるかな」

じぶん ことば
自分^{じぶん}だったらどんな言葉^{ことば}をかけてほしいか
想像^{そうぞう}してみましよう

無理に励ましたりする必要はありません。被害者を責めるような言葉掛けは二次被害になります。

被害について相談できる機関・関連情報等

■ 全国の被害者支援センター（全国被害者支援ネットワーク加盟団体）

事件や事故の被害（犯罪被害）に遭われたご本人、ご遺族、ご家族、ごきょうだい、関係者等に支援を無料で提供する、行政から補助を受けている民間支援団体です。まずはお電話でご相談ください。相談内容は一切漏れません。

お悩みの事柄をお聞きし、面接での相談、法律相談、心理的支援、警察・検察・裁判所等への付添い、公的機関への申請の補助など、犯罪の被害に起因する事柄について、支援をします。ご本人が望まない支援はしません。ひとりで悩まないでご相談ください。

全国の被害者支援センターの一覧はこちら

[全国の支援センター - 全国被害者支援ネットワーク全国被害者支援ネットワーク \(nnvs.org\)](http://nnvs.org)

※1：支援内容は被害者支援センターによって異なります。予め御了承ください。

※2：ご紹介している内容は H30 年公益社団法人全国被害者支援ネットワーク発行「被害者支援テキスト」を参考にしています。